

検証委員会

2007(平成19年)8月27日

委員長 水野 武夫 様

第5回検証委員会での意見陳述書

城陽の水と土を考える会

「城陽の水と土を考える会」を代表して、発言させていただきます。

私たちは、この検証委員会がどのような答えを出すのか、大変注目しています。市民が疑問に思っており、是非とも解明して頂きたい点について、現時点での私たちの考えを5点に絞り申し上げます。

第1に申しあげたいことは、産廃の持ち込みを禁止した市民合意が何故守られなかったか。何故このような間違った行為が行われたのかという問題です。

そもそも、山砂利採取地場内には、安全性を確保するために、産廃物の持ち込みは禁止されています。このことは、京都府と城陽市、山砂利業者で確認されている合意事項であり、市民に約束してきた最低限のルールでした。

にもかかわらず、この三者合意は守られなかったのです。

しかも、10トンドンプ1万6千300台分もの再生土と偽った土砂が搬入され、その事実を京都府も城陽市も全く把握していませんでした。

その理由について、城陽市は、「公共残土と民間残土は、市として把握しているが、それ以外はしていない」と説明するなど、業者まかせになっていました。

また、今回の事業は、埋め立て行為ではなく、「京都府が山砂利採取法によって認可している跡地の防災対策に必要な堰堤工事等について建設資材として搬入されたもの」であり、再生土は「有償で建設資材を購入し、使用されているということで、これについては疑念を差し挟む余地はない」と、市民に説明してきました。

ところが実態はそうではなかったのです。行政の説明とは正反対の逆有償という事実が明らかになりました。私たちから見れば、行政指導の信憑性に疑問を持たざるを得ません。また、この問題に対する山砂利業者の姿勢も問われています。

第2に申し上げたいことは、行政の対応に問題がなかったのか。この解明を是非お願いしたいと思います。

今回の再生土の搬入について、京都府と城陽市は、山砂利採取地整備公社が管理する事業でもなければ、埋め立て条例の対象にもならないとして、事前把握することができなかったと言っていますが、果たしてそうでしょうか。

山砂利採取事業全般について、行政が監督責任を負うのは当然のことです。また、許認可権者は京都府です。山砂利対策で最低限必要なことは、砂利採取計画の認可基準や指導要綱・指導基準を厳格に守ることです。

今回の事業で再生土を使うことになったのは、採取地内の防災対策工事です。

京都府独自の認可基準の目的には、「砂利採取計画を指導し、砂利採取に伴う災害の防止を図る」と定めています。

この目的に沿った行政指導の徹底があれば、このような問題は水際で防げたのではなかったでしょうか。防災対策の必要性を指導したわけですから、当然ながら事業計画やその事業にどんな建設資材を使うのかなど、事前のチェックは勿論のこと、最後まで工事を見届ける必要があったのではないのでしょうか。

業者らにとっては、埋め立て事業に使う公共残土や民間残土などは、いつでも確保できます。それが本業なので、わざわざ再生土を購入しなければならない必然性はどこにもありません。

こうした実態に対し、再生土の搬入が把握できなかったという説明だけでは、行政の責任のある対応とは到底言えません。私たちは、そこにこそ問題の根源があると考えています。

第3に申し上げたいことは、今後の問題として、山砂利採取場内に産業廃棄物を持ち込まないというルールが守られるのかという点です。

最初に申し上げたいのは、産廃を持ち込まないという京都府、城陽市、山砂利業者の三者合意で、三者の認識が一致しているのかどうか疑わしいことです。

今回の再生土3千台分については京都府が産廃と認定しました。城陽市も同じ立場ですが、一方の山砂利業者側は、産廃であることを認めているのでしょうか。そこが今ひとつ明確ではありません。

先の6月市議会で産廃搬入の3千台分について、城陽市からは「不適正処理ながら山砂利業者にとって有用なものとの認識があり、産廃の不法投棄にはあたらない」との答弁がありました。これが事実であれば、一致した考え方で成り立っているはずの三者合意の認識にズレがあります。

こういう考え方では、埋め立て事業の安全性がおおもとから崩れることになり、市民に対して埋め立ての安全性についてどう説明するのか、理解に苦しみます。

市長は、安全な埋め立てができないのなら、事業の中止もあり得ることを示唆しました。

産廃を持ち込まないという最低限のルールに認識のズレがあり、また産廃を持ち込まないという大原則が保障できないのであれば、埋め立て事業を続けることは、市民としては容認できなくなります。この認識のズレが産廃撤去を困難にしているのではないのでしょうか。

第4に申し上げたいことは、覆土措置では、この問題の根本的な解決にはならないことです。

違法行為の事実が明白であっても、産廃の撤去命令が出せないということを、今の法律が認められたとしても、産廃搬入を禁止した大原則が守られていないこと自体が、正義に反します。

それは、民意を代弁した市議会の撤去決議にも反します。そして、撤去命令が出せないと判断した理由に一貫性がありません。今回のケースは、「生活環境保全上支障があ

ると認められない」との判断から撤去命令が出せないということですが、過去には、例えば「生活環境保全上支障がある、なし」に関係なく、京都府が産廃を撤去させている事例が幾つもあります。産廃の性状や規模の程度に違いがあるにせよ、産廃であるからには同じ措置が取られてしかるべきです。

問題化した原因がどこにあるのか、その解明がないままに、誰一人としてその責任が問われないようでは、市民として納得のしようがありません。道理と正義に反することは認められない、これが市民の一致した考え方ではないでしょうか。

第5点に申し上げたいことは、再生土が地下水に悪影響を与えないかという問題です。

再生土と地下水汚染の関係ですが、京都府は、再生土の土壌検査の結果、すべての検査で基準値以下であり、高アルカリを除けば特に問題はないという見解ですが、検査結果では限りなく基準値に近い(0.009mg/L)砒素が3地点で検出されるなど、市民の不安を払拭できるものではありません。

このままアルカリ性の高い土砂が跡地に放置され、土中の砒素にいささかの变化も影響もないものなのか。また、将来的に地下水汚染につながる可能性はないと断言できるのかどうかなど、市民の疑問が取り除かれる答えが出ているとは思えません。

市民の不安に応える対策は、心の問題なので難しいとの意見もありましたが、決して心の問題ではありません。

市民が何よりも、環境基準値を越えたと素や水銀が、山砂利採取場内にとどまらず、それ以外からも検出されたという事実について心配し、その原因がどこにあるのかという真相の解明を行政に切望しています。これに答えることなしに、市民の不安を取り除くことはできません。

特に、市民不安を拡大させているのが、再生土もさることながら、長期的且つ大規模な埋め立て事業が、地下水に何の影響も危険性も無いのかどうかという問題です。

現行の土壌検査や人的監視のチェック体制にはおのずと限界があります。土壌検査で安全性が確認できるのは、搬入土砂のほんの一部分にすぎず、目視の監視体制や監視カメラだけのチェック体制では、搬入土砂の全量について、その安全性が保障されたことにはなりません。

地下水を守ることを基本に置くなら、現行の採取計画には多くの問題があります。埋め立てを前提にした山砂利採取になっていること、掘削した跡地は埋め戻せば良いという計画だけが先行しているように思います。地下水への影響については、残念ながら蚊帳の外という印象は拭えません。埋め立て事業が、地下水汚染に発展しかねない現状では、安全性の観点から事業の在り方を含めた検証を強く願うものです。

以上